

毎週火、金曜日発行（但休日にかるときは翌日）  
昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 建設業者の登録まつ消  
建設業者の登録  
建設業者の更新登録  
肥料生産の登録  
土地改良区の役員の変更及び就任  
解除予定保安林  
種畜証明書の書換交付  
種畜の廃用  
医療機関の指定  
土地の配分計画
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 昭和三十三年度歯科技工士試験の実施  
毒物劇物取扱者の試験実施
- ◇正誤 昭和三十四年一月三十日教委告示第三号中  
訂正

## 告示

鳥取県告示第三十九号  
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十四年二月十日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 (に)第四四五号	昭三二、一一、一三	山根鉄工所	八頭郡河原町五ノ四	山根亮之助	昭三三、一一、一三
" 第一九四号	" 一一、二三	川上工務店	倉吉市下福田三四一ノ二	川上 鉄蔵	" 一一、二三
" 第四四六号	" 一一、一二	栄電気水道工業(株)	" 宮川町	深田 義人	" 一一、一二
" 第四四七号	" 一一、一八	(有)うしお工務店	米子市灘町二丁目七六	小泉 順三	" 一一、一八
" 第四四八号	" 一一、二七	椋田建設	東伯郡東伯町大字田畑 二六〇	埜田 一夫	" 一一、二七
" 第三六四号	" 一一、一八	小源工営店	岩美郡国府町大字麻生	小林源太郎	" 一一、一八

鳥取県告示第四十号

昭和三十四年二月十日

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条の規定によ

鳥取県知事 石 破 二 朗

り、次のように建設業者登録簿に登録した。

登録番号	登録年月日	名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取知事登録 (ほ)第五二三号	昭三三、九、二六	共栄組	東伯郡大栄町大字亀谷	山崎 重平
" 第五二四号	" 一〇、二	横川工務店	岩美郡岩美町大字浦富一四八四	横川 為治

" 第五二五号	" 一〇、八	大西ポンプ製作所	東伯郡大栄町島	大西 孝保
" 第五二六号	" 一〇、三〇	山口組	" 羽合町上浅津二五七の一	山口 覚雄
" 第五二七号	" 一〇、三〇	沢田組	" 大栄町字亀谷三七八	沢田 常寿
" 第五二八号	" 一〇、三〇	中住組	鳥取市職人町一一	中住 憲夫
" 第五三〇号	" 一〇、三〇	甲田組	米子市車尾一四三二	甲田藤一郎
" 第五三二号	" 一一、六	中野組	八頭郡智頭町大字智頭一、五〇五	中野 力久
" 第五三三号	" 一一、二六	藪工務店	米子市錦町二丁目八〇	藪 吉男
" 第五三四号	" 一〇、三一	株式会社大内組	鳥取市吉方三二〇	大内 哲夫
" 第五三五号	" 一一、二六	有限会社山口組	米子市博労町四丁目	山口 堯章
" 第五三六号	" 一一、一九	甲建設	西伯郡中山町赤坂	林原福治郎
" 第五三七号	" 一一、一九	松本組	境港市佐妻神町一〇八九	松本 静天
" 第五三八号	" 一一、二三	藤江組	米子市西倉吉町六三	藤江 由博
" 第五三九号	" 一一、二五	前田建設	八頭郡用瀬町字江波	山根 章市
鳥取県告示第四十一号			鳥取市瓦町	前田 徳治

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条の規定によ

り、次のように建設業者登録簿に更新登録した。

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (ほ)第三五四号	昭三三、九、二一	長谷川隆造商店	倉吉市河原町一、九五九	長谷川 博
第三五〇号	九、一三	足立組	境港市明治町七二	足立 潔
第一八七号	九、二〇	原田組	米子市灘町三丁目八	原田 覚一
第二二八号	九、二	有限会社田中組	日野郡溝口町溝口	田中助三郎
第一八五号	九、一六	米子電業株式会社	米子市加茂町二丁目九三	安部 寛治
第四四一号	九、一五	大野建設株式会社	鳥取市庖丁人町二八	大野 勇
第四四二号	九、二〇	中島工業	鳥取市元鑄物師町八二ノ二	中島 石雄
第四四三号	九、二〇	徳重組	気高郡鹿野町大字鹿野	徳重 実男
第八五号	一〇、二七	山陰電気工業株式会社	鳥取市職人町三〇ノ一	稲垣 久義
第一九一号	一〇、一六	水口組	鳥取市西品治町五八三	水口 鹿男
第三五六号	一〇、二七	松田組	八頭郡家町万代寺一一ノ三	松田 正藏
第四八号	一〇、一〇	上向組	東伯郡赤碕町赤碕	上向 歳明
第二三一号	一一、二八	鈴木組	日野郡黒坂町上菅	和田伝三郎
第一八四号	一一、一九	高橋建設有限会社	八頭郡智頭町山根六	鈴木 年松
第三六三号	一二、一三	赤碕土建	日野郡根雨町根雨四三一	高橋 徳志
			東伯郡赤碕町赤碕七二七	井上 庄治

鳥取県告示第四十二号  
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録した。

昭和三十四年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分 (パーセント)	住 所	生 産 者 氏 名
鳥取県 第二九三号	長瀬桑複合 一号	窒素全量 りん酸全量 りん酸全量 モニア性窒素	東伯郡羽合町長瀬 一、一五九	長瀬農業協同組合 組合長理事 椿 徳
第二九四号	二号	窒素全量 りん酸全量 りん酸全量 モニア性窒素		
		加里全量 内水溶性 内水溶性 内水溶性 内水溶性 加里全量 内水溶性 内水溶性 内水溶性 加里		

鳥取県告示第四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、松原土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十四年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
理事 松本 義雄 鳥取市松原一八九







鳥取県告示第四十六号

次の種番は廃用された。

昭和三十四年二月十日	鳥取県知事	石 破 二 朗
種番証明書番号	名号	品種
飼養者住所氏名	昭三鳥取一	花松 黒毛和種
鳥取県倉吉市別所	第四〇号	松井 秋光
山口	第四九号	山初
巖城		
収		

鳥取県告示第四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十九条及び同法第五十五条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十四年二月十日	鳥取県知事	石 破 二 朗
診療科名	名称	所在地
内科、小児科	中山医院	八頭郡家町家六三〇ノ一〇
歯科	小河原歯科医院	日野郡伯南町生山六六ノ一
柔道整復	森整骨院	米子市東町九二
指定年月日	昭和三十四年二月十日	開設者名
		中山喜美雄
		小河原 佳
		森 務

鳥取県告示第四十八号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定により作成された土地配分計画は、次のとおりである。

昭和三十四年二月十日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号  
臨時教育委員会を次のとおり招集する。

- 昭和三十四年二月十日
- 鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦
- 一日 時 昭和三十四年二月十一日 午後一時
- 二 場所 鳥取県教育委員会会議室
- 三 議題 1 昭和三十四年度予算について

公 告

歯科技工法（昭和三十年法律第六十八号）附則第三条第一項の規定に基づき、昭和三十四年度歯科技工士試験を次のとおり実施する。

- 昭和三十四年二月十日
- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 試験日時
- 1 学説試験 昭和三十四年三月三日午前九時三十

区分	地区名	所 在			入 植 者	増 反 者	備 考
		郡市	町村	大字			
土地	大山 (上中山)	西伯	中山	羽田井	一三	八〇、二四〇	町 一
	〃	〃	名和	高田	一	〇、〇七四	〇、〇七四
	〃	〃	高田	上種	一	〇、〇四四	〇、〇四四
	計				一四	八〇、二四四	二 〇、四一四
							新規入植者 既入植者 既入植者追加配分 既入植者追加配分
							二八〇口 三〇口 一口 二口

分から午後三時三十分まで  
2 実地試験 昭和三十四年三月四日午前九時三十分から午後三時三十分まで

二 試験場所

1 学説試験 鳥取保健所(鳥取市二階町四丁目)

2 実地試験 右に同じ

三 試験科目

1 学説試験 歯<sup>が</sup>牙解剖学、有床義歯学、継続<sup>か</sup>架工学、充てん学、<sup>きよ</sup>橋、正学、歯科理工学、関係法規

2 実地試験 歯科技工実技

四 受験願書の受付期間

昭和三十四年二月十日から二月二十一日まで

五 受験資格

1 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者

2 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

3 外国の歯科技工学校若しくは歯科技工士養成所を

卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの

4 歯科技工法附則第二条第二項(特例技工士)に該当する者

六 提出書類

1 受験願書(別記様式第一号)

2 履歴書(別記様式第二号)

3 受験資格を証する書類

卒業証明書等受験資格のうちいずれか一に該当する者であることを証する書類。特例技工士にあつては、歯科技工法附則第二条第二項の規定に基く届出を受理したことの証明書の写。ただし、紛失その他の理由でこれをつくることのできない者は、届出した年月日とその都道府県名を記載した書類(他の都道府県からの受験者は、その都道府県の発行した歯科技工法附則第二条第二項に該当する者であることを証する書類)

4 写真

手札形台紙付とし、出願前六箇月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に(シギ)の記号、撮影年月日及び氏名を記載したもの

七 願書の提出先

鳥取県厚生労働部衛生課(鳥取市東町)

八 試験手数料

鳥取県収入証紙千五百円を願書上部余白にはること。ただし、他の都道府県からの受験者は、現金又は普通為替で納付してもよい。

九 携帯品

受験者は、次のものを持参しなければならない。

1 学説試験

受験票、筆記用具、昼食

2 実地試験

受験票、筆記用具、昼食並びに次に掲げる模型及び器具

(イ) 上下無歯顎石膏模型

外形線を前以て記入の上、咬合床及び歯提は予めパラフィンワックスで作成し、咬合平面は湾曲を作らず平面とし、解剖的(又は機能的)咬合器に装置しておくこと。

(ロ) 上下有歯石膏模型

13 61 4 は天然歯とし、13 の歯冠を予め削除し(無帯冠継続歯を作成する場合の根管及び根面形成をしておくこと)、61 は冠の支台歯形成を行い、14 はなるべく完全な天然歯を、それぞれ当該部位に埋設し上下顎模型を平線咬合器に装着しておくこと。

(ハ) 歯冠彫刻用石膏棒

一辺一・五センチメートル、長さ一〇センチメートルの角柱二本

(ニ) 器具

彫刻刀、ワックススパチュラー、石膏刀、金冠鋏(曲直)、石膏スパチュラ、ラバボウル、デンチメータ、線切パンチ、金属ヤスリ(各種)、レジ

用ヤスリ（レジン歯削合用）クラスプ用鉗子、ス  
トレンチングプライヤー、ピンバイズ、技工用ピン  
セット、金槌、鉄鋸、メロット鍋及びメロットメ  
タル（二個以上）、鉛板（金属冠圧印用）、ゴム  
リング、モルデン、石松子末（又は歯磨粉）、ツ  
イタテ（アルコールランプの風よけ用）、三脚（  
高さ五寸）、鉛筆、古新聞紙二枚、その他受験生  
が必要と認めるもの。

一〇 その他

1 受験票は直接受験者に郵送して交付する。

2 受験者は、試験開始の三十分前に試験場に到着す  
ること。

別記様式第一号

歯科技工士試験受験願

本籍  
住所  
勤務場所  
氏名

年月 日生  
氏名  
殿

別記様式第二号

履歴書  
本籍  
住所

氏名  
年月 日生

学歴  
職歴  
賞罰  
右のとおり相違ありません。

右氏  
氏名

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第  
八条第一項第三号の規定により、毒物及び劇物取扱者試  
験を次のとおり実施する。

昭和三十四年二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一期日及び場所  
昭和三十四年三月十三日午前十時から午後三時まで。

倉吉市広瀬町 倉吉保健所

二 試験の種類及び科目

1 筆記試験

(イ) 毒物及び劇物に関する法規

(ロ) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法。

ただし、農業用のみを受験する者については、毒  
物及び劇物の範囲を別記のとおりとする。

2 実地試験

毒物及び劇物の取扱方法。ただし、農業用のみを受  
験する者については、毒物及び劇物の範囲を別記の  
とおりとする。

三 手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二  
十六年三月鳥取県規則第九号）第二条に定める試験申  
請書に五百円の収入証紙をはりつけ、次の書類を添え  
て昭和三十四年三月八日までに所轄保健所長に提出す  
ること。

1 履歴書

2 戸籍抄本

3 写真（申請前六か月以内に腕帽で上半身を撮影し  
た手札型で台紙にはりつけてないもの）二枚

4 精神病又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤  
の中毒患者、おし、つんぼ、盲又は色盲でないこと  
を証する医師の証明書

別記

一 黄りん、硫化りん及びこれらのいずれかを含有する  
製剤。

二 シアン化合物及びこれらを含有する製剤。ただし、  
ベルリン青、黄血塩、赤血塩、ロダン化合物及び石灰

窒素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

三 水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、朱甘こう、黄色ヨードこう、オレイン酸水銀、白降こう、雷こう及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

四 ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。

五 ひ素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。

六 モノフオール酢酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。

七 テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤。

八 ヘキサエチルテトラホスフェイト及びこれを含有する製剤。

九 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。

十 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。

十一 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤。

十二 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤。

十三 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。

十四 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤。

十五 亜鉛塩類。ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。

十六 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。

十七 クロルピクリン及びこれを含有する製剤。

十八 けいふつ化水素酸塩類。

十九 銅鉛類。ただし雷銅を除く。

二十 二硫化炭素及びこれを含有する製剤。

二十一 バリウム化合物。ただし、硫酸バリウムを除く。

二十二 ホルムアルデヒド含有物。ただし、ホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。

二十三 ロテノン及びこれを含有する生薬。(デリス根、魚藤根の類)並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ロテノン二%以下を含有するものを除く。

二十四 硫酸及びその含有物。ただし、硫酸一%以下を含有するものを除く。

二十五 ブロムメチル。

二十六 二―四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェニール及びこれを含有する製剤。ただし、二―四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェニール一五%以下を含有する製剤を除く。

二十七 ペンタクロルフェニール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフェニールとして五%以下を含有するものを除く。

二十八 二―イソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。

二十九 ジクロルベンジル酸、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ジクロルベンジル

酸として一五%以下を含有するものを除く。

三十 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。

三十一 ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン五%以下を含有するものを除く。

三十二 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエジメタノナフタリン五%以下を含有するものを除く。

三十三 硝酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硝酸タリウム三%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、とうがらしエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。

三十四 硫酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸タリウム三%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、とうがらしエキスをを用いて著しくからく着味され

ているものを除く。  
三十五 りん化亜鉛及びこれを含有する製剤。ただし、りん化亜鉛一%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、とうがらしエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。

三十六 ジクロルブチン及びこれを含有する製剤。  
三十七 テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。

正 誤

昭和三十四年一月三十日教委告示第三十号中次の箇所について脱落があつたので訂正する。

頁	段	行	誤	正
11	4	1	農業”	農業課程 農村家庭”

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発 行 所 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 印 刷 所 鳥 取 県